

静岡県告示第509号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、内水面漁場計画を定めるとともに、同条第2項において読み替えて準用する同法第64条第6項の規定により、当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和5年8月18日

静岡県知事 川勝平太

1 公示番号

内共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

伊東市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第1号 伊東市の渚橋上流端

基点第2号 伊東市十足奈畑408-1地先に設置した基標

基点第3号 伊東市鎌田横堀の奥野エコーブリッジ下流端

基点第4号 伊東市十足奈畑417地先の堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第1号より上流で基点第2号に至る伊東大川、及び支流落合川（基点第3号より下流の区域）、奈畑川（基点第4号より下流の区域）

3 条件

(1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

(2) 奥野ダム軸上流300mから付替トンネル下流端に至る区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

4 関係地区

伊東市

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

賀茂郡東伊豆町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第5号 賀茂郡東伊豆町白田211-2の町営プール東南端

基点第6号 賀茂郡東伊豆町片瀬504地先の白田川左岸防潮堤東南端

基点第7号 賀茂郡東伊豆町白田1438-1地先の白仙橋下流端

基点第8号 賀茂郡東伊豆町片瀬904-1地先の地獄沢堰堤下流端

基点第9号 賀茂郡東伊豆町国有林737林班の萬二郎橋下流端

イ 漁場の区域

基点第5号と基点第6号を結ぶ線より上流で、基点第7号に至る白田川、及び支流川久保川（基点第8号より下流の区域）、走りガ沢（基点第9号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

賀茂郡東伊豆町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで
にじます漁業 1月1日から12月31日まで
もくずがに漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

賀茂郡河津町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第10号 賀茂郡河津町谷津地先の河津川河口右岸堤防突端

基点第11号 賀茂郡河津町浜地先の河津川河口左岸防波堤に設置した鉾

イ 漁場の区域

基点第10号と第11号を結ぶ線より上流の河津川、及び支流谷津川、佐ヶ野川、小鍋川、大鍋川、奥原川、荻の入川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

賀茂郡河津町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

もくずがに漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

下田市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第12号 下田市東本郷1-2地先の新下田橋上流端

基点第13号 下田市須原大向656-1-2地先の北の沢橋下流端

基点第14号 下田市須郷の矢弦田橋下流端

基点第15号 下田市加増野281地先の又下橋下流端

基点第16号 下田市加増野863-22地先の谷下橋下流端

イ 漁場の区域

基点第12号より上流の稲生沢川、及び支流稲梓川（基点第13号より下流の区域）、須郷川、入谷川（基点第14号より下流の区域）、加増野川、大棟川（基点第15号より下流の区域）、婆娑羅川（基点第16号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

下田市

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

賀茂郡松崎町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第17号 賀茂郡松崎町道部の松崎橋下流端

イ 漁場の区域

基点第17号より上流の岩科川、及び支流高野川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

賀茂郡松崎町

5 免許予定日 令和6年1月1日

- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号
内共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

賀茂郡松崎町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第18号 賀茂郡松崎町松崎の浜丁橋下流端

イ 漁場の区域

基点第18号より上流的那賀川、及び支流明伏川、船田川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

賀茂郡松崎町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号
内共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

賀茂郡西伊豆町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第19号 賀茂郡西伊豆町仁科の仁科川右岸河口に設置した基標

基点第20号 賀茂郡西伊豆町仁科の仁科川左岸河口に設置した基標

イ 漁場の区域

基点第19号と基点第20号を結ぶ線より上流の仁科川、及び支流本谷川、白川、赤沢

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

賀茂郡西伊豆町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

もくずがに漁業 1月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆市、伊豆の国市、駿東郡清水町、長泉町、田方郡函南町の
地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第21号 沼津市の永代橋上流端

基点第22号 伊豆市筏場334地先の追越橋下流端

基点第23号 伊豆市地藏堂847-1地先のこびさわら橋下流端

基点第24号 伊豆市菅引638-1地先の国土交通省菅引第4砂防ダム堰堤下流端

- 基点第25号 伊豆市金山710-1地先の徳永第2砂防ダム堰堤下流端
- 基点第26号 伊豆市凧子4973地先の沢口橋下流端
- 基点第27号 伊豆市下白岩1444-2地先の国土交通省年川第2砂防ダム堰堤下流端
- 基点第28号 伊豆市牧之郷の河川管理標識
- 基点第29号 伊豆の国市浮橋994-1地先の安野橋上流堰堤下流端
- 基点第30号 伊豆の国市中272-1地先の河川管理標識
- 基点第31号 田方郡函南町平井1397-4地先の原山橋下流端
- 基点第32号 田方郡函南町田代118地先の冷川道路橋下流端
- 基点第33号 田方郡函南町桑原1328-3地先の木立橋下流端
- 基点第34号 三島市竹倉4-2地先のJR東海隧道下流端
- 基点第35号 三島市川原ヶ谷724地先の馬渡橋下流端
- 基点第36号 三島市沢地477地先の農道橋下流端
- 基点第37号 三島市玉川の清住緑地公園内遊水池
- 基点第38号 駿東郡清水町伏見117の水源池
- 基点第39号 御殿場市新橋の東名高速道路橋下流端
- 基点第40号 御殿場市中清水647-4地先の東名高速道路橋下流端
- 基点第41号 御殿場市中山953-9地先の堰平橋下流端
- 基点第42号 裾野市葛山1地先の景ヶ島橋下流端

イ 漁場の区域

基点第21号より上流の狩野川、及び支流山田川、修善寺川、湯舟川、修善寺深沢川、柿木川、船原川、吉奈川、持越川、猫越川、長野川、本谷川、大見川（基点第22号より下流の区域）、地藏堂川（基点第23号より下流の区域）、菅引川（基点第24号より下流の区域）、徳永川（基点第25号より下流の区域）、冷川（基点第26号より下流の区域）、年川（基点第27号より下流の区域）、古川、野尻川（基点第28号より下流の区域）、深沢川（基点第29号より下流の区域）、宗光寺川、葦山古川（基点第30号より下流の区域）、柿沢川（基点第31号より下流の区域）、函南冷川（基点第32号より下流の区域）、来光川（基点第33号より下流の区域）、夏梅木川（基点第34号より下流の区域）、三島山田川（基点第35号より下流の区域）、沢地川（基点第36号より下流の区域）、大場川、境川（基点第37号より下流の区域）、柿田川（基点第38号より下流の区域）、黄瀬川（基点第39号より下流の区域）、西川（基点第40号より下流の区域）、久保川（基点第41号より下流の区域）、佐野川（基点第42号より下流の区域）

3 条件

- (1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。
- (2) あゆやかな漁業及びあゆ瀬張網漁業は、各5統以内に限る。

4 関係地区

沼津市（旧田方郡戸田村を除く）、三島市、裾野市、御殿場市、伊豆市（旧田方郡土肥町を除く）、伊

豆の国市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、田方郡函南町

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

御殿場市、駿東郡小山町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第43号 駿東郡小山町竹之下1007地先の東京電力株式会社取水堰堤上流端

基点第44号 御殿場市新橋の和田橋上流端

イ 漁場の区域

基点第43号より上流で基点第44号に至る鮎沢川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

御殿場市、駿東郡小山町

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

御殿場市、駿東郡小山町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第45号 駿東郡小山町大胡田の思橋上流端

基点第46号 御殿場市大堰根小屋の抜川橋下流端

基点第47号 御殿場市大堰大新田の大堰橋下流端

イ 漁場の区域

基点第45号より上流で基点第46号に至る馬伏川、及び基点第47号より下流の竜良川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

御殿場市、駿東郡小山町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

富士宮市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第48号 富士宮市黒田の王子製紙株式会社堰堤上流端

基点第49号 富士宮市上条2051-1地先の大石橋下流端

基点第50号 富士宮市大中里421-11地先の清水橋下流端

基点第51号 富士宮市宮町1-1地先の神幸橋下流端

イ 漁場の区域

基点第48号より上流で、基点第49号に至る潤井川、及び支流清水川（基点第50号より下流の区域）、神田川（基点第51号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

富士宮市（旧富士郡芝川町を除く）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

富士宮市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第52号 富士宮市羽鮒1340-1地先の国土交通省河川境界基標

基点第53号 基点第52号から225度の直線と富士川右岸の交点

基点第54号 山梨県境線と富士川左岸の交点に設置した基標

基点第55号 基点第54号から120度の直線と富士川右岸の交点に設置した基標

基点第56号 富士宮市猪之頭1361-2地先堰堤下流端

基点第57号 富士宮市上稲子2991-1地先の丸野橋

基点第58号 富士宮市上稲子3147地先の入山橋

基点第59号 山梨県境線の境界標識

基点第60号 富士宮市内房2031に設置した基標

基点第61号 富士宮市内房531に設置した基標

基点第62号 富士宮市内房1地先の静岡市清水区・富士宮市境界標識

イ 漁場の区域

基点第52号と基点第53号を結ぶ線より上流で、基点第54号と基点第55号を結ぶ線に至る富士川、及び支流芝川（基点第56号より下流の区域）、五斗目木川、大倉川、柚野布沢川、西沢川（基点第57号より下流の区域）、入山川（基点第58号より下流の区域）、稲子川、境川（基点第59号と基点第60号を結ぶ線より下流の区域）、稲瀬川（基点第61号と基点第62号を結ぶ線より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

富士宮市

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

もくずがに漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

静岡市清水区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第63号 静岡市清水区興津中町726に設置した基標

基点第64号 静岡市清水区興津東町の新興津川橋左岸橋台下流端

基点第65号 静岡市清水区小河内373-1の河川管理標識

基点第66号 静岡市清水区小河内1571の河川管理標識

基点第67号 静岡市清水区中河内3262-1地先の河川管理標識

基点第68号 静岡市清水区中河内5407地先の湯沢橋下流端

基点第69号 静岡市清水区河内807地先の木風橋下流端

イ 漁場の区域

基点第63号と基点第64号を結ぶ線より上流の興津川、及び支流小河内川（基点第65号より下流の区域）、中一色川（基点第66号より下流の区域）、中河内川、神沢原川（基点第67号より下流の区域）、湯沢川（基点第68号より下流の区域）、布沢川、黒川、石沢川（基点第69号より下流の区域）

3 条件

(1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

(2) あゆやな漁業は1統に限る。

4 関係地区

静岡市清水区（旧庵原郡蒲原町、由比町を除く）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

静岡市葵区、静岡市駿河区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第70号 静岡市駿河区下川原の国土交通省標識（0km地点）

基点第71号 静岡市駿河区中島の国土交通省標識（0km地点）

基点第72号 静岡市駿河区下川原の広野橋下流端

基点第73号 静岡市葵区山崎1丁目の緑橋下流端

基点第74号 静岡市葵区相俣1164-4地先の瀬戸山橋下流端

基点第75号 静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端

基点第76号 静岡市葵区油山1038の河川管理標識

基点第77号 静岡市葵区俵沢地先の簡易水道取水堰堤下流端

基点第78号 静岡市葵区落合地先の宮沢橋下流端

基点第79号 静岡市葵区口坂本170-2地先の明ヶ島橋下流端

基点第80号 静岡市葵区奥仙俣の橋詰橋下流端

イ 漁場の区域

基点第70号と基点第71号を結ぶ線より上流の安倍川、及び支流丸子川（基点第72号より下流の区域）、藁科川、大門川（基点第73号より下流の区域）、イギ沢（基点第74号より下流の区域）、黒俣川、杉尾川、能又川、崩野川、諸子沢川、籠沢、坂本川、水見色川、新聞谷川、内牧川（基点第75号より下流の区域）、足久保川、相沢川、油山川（基点第76号より下流の区域）、鳴沢、シャクシ沢、

浅間沢、大沢川（基点第77号より下流の区域）、西河内川、大沢、大樽沢、白石沢、宮沢（基点第78号より下流の区域）、中河内川（基点第79号より下流の区域）、仙俣川（基点第80号より下流の区域）、八重沢、中尾沢、北沢、白沢、黒檜沢、飯井渡井川、三郷川、濁川、コンヤ川、蓬沢、大谷川、サカサ川、関の沢、藤代川、有東木沢、黒沢、黒部沢川

3 条件

- (1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。
- (2) あゆやかな漁業は3統以内に限る。

4 関係地区

静岡市葵区、静岡市駿河区

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで
あまご漁業 1月1日から12月31日まで
おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

焼津市、藤枝市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第81号 焼津市中港町135-39地先の当目大橋上流端
基点第82号 藤枝市岡部町玉取1989-1地先のワラビマ橋下流端

イ 漁場の区域

基点第81号より上流の瀬戸川、及び支流朝比奈川（基点第82号より下流の区域）、葉梨川、岡部川、谷川、野田沢、田島沢、青羽根川、谷倉沢、六間川、市井沢川、滝沢川、滝の谷川、萩間川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

焼津市（旧志太郡大井川町を除く）、藤枝市

- 5 免許予定日 令和6年1月1日

- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号
内共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

静岡市葵区、焼津市、藤枝市、島田市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第83号 榛原郡吉田町川尻4036-2地先の国土交通省海岸保全区域距離鉾

基点第84号 焼津市飯渕2037地先の国土交通省大井川港湾境界鉾

基点第85号 島田市伊太字笹ヶ久保1519-18地先の赤松放水口下流端

基点第86号 静岡市葵区の奥泉ダム堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第83号と基点第84号を結ぶ線より上流で、基点第85号及び基点第86号に至る大井川、及び支流大代川、相賀谷川、伊久美川、大久保川、大森川、市井平川、家山川、笹間川、大平川、榛原川、下泉河内川、坂京河内川、小長井河内川、寸又川、栗代川、大間川、栗尾川、油ノ河内川

3 条件

- (1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。
- (2) あゆやな漁業は3統以内に限る。
- (3) 長島ダム堰堤下流端から市代橋下流端までの区域、同堰堤上流端から上流500mまでの区域、閑蔵水位観測所の上下流5mの区域、及び関の沢水位観測所の上下流5mの区域は、水産動植物を採捕してはならない。

4 関係地区

藤枝市（旧志太郡岡部町を除く）、島田市、焼津市（旧志太郡大井川町に限る）、榛原郡吉田町、川根本町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

いわな漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

静岡市葵区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第87号 静岡市葵区井川1955地先の井川堰堤上流端

イ 漁場の区域

基点第87号より上流の大井川、及び支流所沢、小河内川、東河内川、大淵沢、外山沢、明神川、信濃俣河内川、上河内沢、聖沢、赤石沢川、所の沢、倉沢、奥西河内川、西俣川、北俣、小西俣

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

静岡市葵区、静岡市駿河区

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

掛川市、袋井市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第88号 袋井市広岡1286-1地先の広愛大橋上流端

基点第89号 掛川市原里1458旭増寺地先の堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第88号より上流の原野谷川、及び支流西之谷川（基点第89号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

掛川市（旧小笠郡大須賀町、大東町を除く）、袋井市（旧磐田郡浅羽町を除く）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

袋井市、掛川市、周智郡森町の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第90号 袋井市深見1556-1地先の深山橋上流端

イ 漁場の区域

基点第90号より上流の太田川、及び支流吉川、三倉川、曲尾川、棕地川、杉沢川、葛布川、大府川

3 条件

(1) 国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

(2) 太田川ダム堤体上流200m、下流300mの計500m区画においては、水産動物を採捕してはならない。

4 関係地区

袋井市（旧磐田郡浅羽町を除く）、掛川市（旧小笠郡大須賀町、大東町を除く）、周智郡森町

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

こい漁業 1月1日から12月31日まで

ふな漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

わかさぎ漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市南区、浜松市東区、浜松市浜北区、浜松市天竜区、磐田市の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第91号 浜松市南区松島町2628-1地先の旧堤防南端

基点第92号 磐田市駒場6866-5の竜洋海浜公園内掛塚灯台の灯台基部南端

基点第93号 浜松市天竜区龍山町戸倉の秋葉ダム堰堤下流端

基点第94号 浜松市浜北区於呂3092地先の第26号橋下流端

基点第95号 浜松市天竜区佐久の佐久1号橋下流端

イ 漁場の区域

基点第91号と基点第92号を結ぶ線より上流で、基点第93号に至る天竜川、及び支流一雲濟川、八幡川（基点第94号より下流の区域）、二俣川、百古里川、天竜河内川（基点第95号より下流の区域）、横山川、西川、小芋川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市東区、浜松市中区、浜松市南区、浜松市西区（旧浜名郡雄踏町、舞阪町を除く）、浜松市北区（旧引佐郡引佐町、細江町、三ヶ日町を除く）、浜松市浜北区、浜松市天竜区（旧天竜市、旧磐田郡龍山村、水窪町、佐久間町に限る）、磐田市（旧磐田郡福田町を除く）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第96号 浜松市天竜区龍山町戸倉の秋葉ダム堰堤上流端

基点第97号 浜松市天竜区佐久間町川合の旧原田橋下流端

基点第98号 浜松市天竜区佐久間町相月の中部電力株式会社西渡堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第96号より上流で基点第97号に至る天竜川、及び支流水窪川（基点第98号より下流の区域）、河内川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市天竜区（旧磐田郡佐久間町、龍山村に限る）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

こい漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

静岡県浜松市天竜区、愛知県北設楽郡豊根村、長野県下伊那郡天龍村の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第99号 静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間の佐久間ダム堰堤上流端

- 基点第100号 長野県下伊那郡天龍村平岡松崎地籍の平岡ダム左岸下流端
- 基点第101号 長野県下伊那郡天龍村長島日陰山地籍の平岡ダム右岸下流端
- 基点第102号 長野県下伊那郡天龍村神原本林地籍の早木戸橋左岸橋台下流端
- 基点第103号 長野県下伊那郡天龍村神原天竜川内小梨地籍の早木戸橋右岸橋台下流端
- 基点第104号 長野県下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋左岸橋台下流端
- 基点第105号 長野県下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋右岸橋台下流端
- 基点第106号 愛知県北設楽郡豊根村富山字兎鹿ノ平の井戸川橋左岸橋台下流端
- 基点第107号 愛知県北設楽郡豊根村富山字久原の井戸川橋右岸橋台下流端
- 基点第108号 愛知県北設楽郡豊根村富山字久原の熊打橋左岸橋台下流端
- 基点第109号 愛知県北設楽郡豊根村富山字平澤の熊打橋右岸橋台下流端
- 基点第110号 愛知県北設楽郡豊根村古真立字一ノ代の分地橋左岸橋台下流端
- 基点第111号 愛知県北設楽郡豊根村古真立字友内の分地橋右岸橋台下流端

イ 漁場の区域

基点第99号より上流で基点第100号と基点第101号を結ぶ線に至る天竜川、及び支流早木戸川（基点第102号と基点第103号を結ぶ線より下流の区域）、虫川（基点第104号と基点第105号を結ぶ線より下流の区域）、井戸川（基点第106号と基点第107号を結ぶ線より下流の区域）、漆島川（基点第108号と基点第109号を結ぶ線より下流の区域）、分地川（基点第110号と基点第111号を結ぶ線より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

静岡県浜松市（旧磐田郡佐久間町、水窪町に限る）、愛知県北設楽郡豊根村、長野県下伊那郡天龍村

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第24号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第112号 浜松市天竜区渡ヶ島の阿多古川右岸河川管理標識

基点第113号 浜松市天竜区渡ヶ島の阿多古川左岸河川管理標識

基点第114号 浜松市天竜区熊1876-1地先のイノコイド橋下流端

基点第115号 浜松市天竜区神沢1469-5-5地先の六郎沢橋下流端

基点第116号 浜松市天竜区神沢1169地先の鐘鋳場橋下流端

イ 漁場の区域

基点第112号と基点第113号を結ぶ線より上流で、基点第114号に至る阿多古川、及び支流西阿多古川、六郎沢（基点第115号より下流の区域）、神沢川（基点第116号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市天竜区（旧天竜市に限る）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

にじます漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第117号 浜松市天竜区小川1945の河川管理標識

基点第118号 浜松市天竜区小川137の河川管理標識

基点第119号 浜松市天竜区小川599地先の堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第117号と基点第118号を結ぶ線より上流の気田川、支流熊切川、河内川（基点第119号より下流の区域）、杉川、石切川、不動川、中山川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市天竜区（旧天竜市、周智郡春野町、磐田郡水窪町に限る）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第120号 浜松市天竜区佐久間町相月の中部電力株式会社西渡堰堤上流端

基点第121号 浜松市天竜区水窪町地頭方の水窪川大嵐ダム堰堤下流端

基点第122号 浜松市天竜区水窪町奥領家の池島堰堤下流端

基点第123号 浜松市天竜区水窪町奥領家の兵越峠堰堤下流端

イ 漁場の区域

基点第120号より上流で基点第121号に至る水窪川、及び支流翁川（基点第122号より下流の区域）、草木川（基点第123号より下流の区域）、水窪河内川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市東区、浜松市中区、浜松市南区、浜松市西区（旧浜名郡雄踏町、舞阪町を除く）、浜松市北区（旧引佐郡引佐町、細江町、三ヶ日町を除く）、浜松市浜北区、浜松市天竜区（旧天竜市、旧磐田郡龍山村、水窪町、佐久間町に限る）、磐田市（旧磐田郡福田町を除く）

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

わかさぎ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第124号 浜松市天竜区水窪町の水窪ダム堰堤上流端

イ 漁場の区域

基点第124号より上流の戸中川、及び支流西俣川、東俣川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市東区、浜松市中区、浜松市南区、浜松市西区（旧浜名郡雄踏町、舞阪町を除く）、浜松市北区（旧引佐郡引佐町、細江町、三ヶ日町を除く）、浜松市浜北区、浜松市天竜区（旧天竜市、旧磐田郡龍山村、水窪町に限る）、磐田市（旧磐田郡福田町を除く）

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

あまご漁業 1月1日から12月31日まで

うぐい漁業 1月1日から12月31日まで

おいかわ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市天竜区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第125号 浜松市天竜区佐久間町半場の河川管理標識

基点第126号 浜松市天竜区佐久間町川合788に設置した基標

イ 漁場の区域

基点第125号と基点第126号を結ぶ線より上流の大千瀬川、及び支流大入川（県境より下流の区域）、相川、奥山川、河内川、出馬河内川

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市天竜区（旧磐田郡佐久間町に限る）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第29号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

うなぎ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市西区、浜松市中区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第127号 浜松市西区西鴨江町663地先の三つ股橋上流端

イ 漁場の区域

基点第127号より上流の新川、旧新川、佐鳴湖の区域

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市東区、浜松市中区、浜松市南区、浜松市西区（旧浜名郡雄踏町、舞阪町を除く）、浜松市北区（旧引佐郡引佐町、細江町、三ヶ日町を除く）

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第30号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市北区、浜松市浜北区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第128号 浜松市北区都田町の都田橋上流端

基点第129号 浜松市北区引佐町渋川633地先の寺野橋下流端

基点第130号 浜松市北区引佐町別所284-1地先の島平橋下流端

基点第131号 浜松市北区引佐町川名259地先の道路橋下流端

イ 漁場の区域

基点第128号より上流で基点第129号に至る都田川、及び支流瀬淵川（基点第130号より下流の区域）、川名川（基点第131号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市北区（旧引佐郡三ヶ日町を除く）、浜松市浜北区

- 5 免許予定日 令和6年1月1日
- 6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
- 7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

1 公示番号

内共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の時期

あゆ漁業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

浜松市北区の地内

(3) 漁場の区域

ア 点の位置

基点第132号 浜松市北区引佐町井伊谷の坂田橋上流端

基点第133号 浜松市北区引佐町花平の花平橋下流端

基点第134号 浜松市北区引佐町奥山490-1地先の太田橋下流端

イ 漁場の区域

基点第132号より上流で基点第133号に至る井伊谷川、及び支流神宮寺川（基点第134号より下流の区域）

3 条件

国、地方公共団体及びその他の公法人が、公共事業を施行するため必要な制限をしたときは、これに従わなければならない。

4 関係地区

浜松市北区（旧引佐郡引佐町、細江町に限る）

5 免許予定日 令和6年1月1日

6 申請期間 令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

7 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで